

<研究ノート（会計学）>

イギリスの固定資産会計と企業にとっての価値

小野正芳

要旨

イギリスの固定資産会計の特徴として評価増を含む再評価を認めている点を挙げる事ができる。この再評価によって生み出される評価差額は、現行法上では利益（損失）の一部として認識されている。本稿では、このような評価差額が「企業にとっての価値」という概念を適用することによって生み出されていることを明らかにした上で、当該評価差額の扱い、その財務諸表における意味、財務会計に与える影響を論じるために解決しなければならない問題を明らかにしている。

キーワード

企業にとっての価値、取替原価、現在価値、正味実現可能価額、再評価積立金、減損損失、物的資本維持概念

目次

- I はじめに
- II イギリスにおける固定資産処理の概要
- III 評価基準と企業にとっての価値
 - (1) 評価基準における企業にとっての価値の位置づけ
 - (2) 企業にとっての価値と会計基準
 - (3) 企業にとっての価値の決定方法
 - (4) 企業にとっての価値とFRS15における有形固定資産の評価基準との関係
 - (5) 企業にとっての価値に基づく有形固定資産の評価とその論点
- IV 評価損益と減損の処理

I はじめに

イギリスでは、会計基準審議会（Accounting Standards Board：以下、ASBという）によって設定された財務報告基準書第11号『有形固定資産および営業権の減損』（以下、FRS11という）および財務報告基準書第15号『有形固定資産』（以下、FRS15という）において、有形固定資産の処理が規定されている。FRS15では有形固定資産の取得、再評価、減価償却についての規定がなされ、FRS11では有形固定資産および営業権の減損処理についての規定がなされている。

イギリスにおける固定資産処理の特徴として取得後に再評価が認められている点を挙げる事ができる。本稿では、イギリスにおいて、有形固定資産が再評価される場合の処理およびその後の処理がもつ意味、とくに総認識利得損失計算書に計上される項目の意味について研究を進めていく際の論点についてまとめを行うことを目的としている。

II イギリスにおける固定資産処理の概要

イギリスにおいて、有形固定資産は当初その原価で測定される⁽¹⁾。有形固定資産は、組織的方法（systematic basis）によって、その耐用年数にわたり原価配分される⁽²⁾。その後、有形固定資産が再評価される場合、その繰越簿価（carrying account）は、貸借対照表日のカレント価値（current value）とされる⁽³⁾。なお、有形固定資産を再評価するかどうかは企業の任意である。有形固定資産が再評価される場合、次の評価基準（valuation basis）に基づいて再評価される⁽⁴⁾。

(a) 非特化型土地・建物（non-specialised property）：

現在の使用価値（EUV：existing use value）

(b) 特化型土地・建物 (specialised property) : 減価償却後の取替原価⁽⁵⁾

(c) 余剰土地・建物 (properties surplus to an entity's requirements) :

正味売却価格

(d) 土地・建物 (property) 以外の有形固定資産 :

正味売却価格または減価償却後の取替原価

ここで、EUVとは、取替原価（評価日においてその資産の残存サービスポテンシャルを購入するための最低コスト）の概念により近づくための基礎である⁽⁶⁾。EUVは、これまでと同じあるいは類似の目的で土地・建物 (property) の利用という仮定に基づいて、類似の土地・建物に関する市場取引の証拠を考慮した市場価値の見積である⁽⁷⁾。

再評価において生じる利得・損失は次のように処理される⁽⁸⁾。

(a) 再評価益は、再評価積立金 (Revaluation reserve) として、総認識利得損失計算書 (statement of total recognized gains and losses 以下、STRGL という) に計上される。ただし、次の (b) にしたがって以前に再評価損が損益計算書に計上された場合には、相当額が損益計算書に計上される。

(b) 再評価損は次のように処理される。

- ・ 明らかな経済的便益の消費は損益計算書に計上される。
- ・ 繰越簿価が減価償却後の歴史的原価に達するまではSTRGLで計上される。
- ・ 残りの再評価損は損益計算書に計上される。ただし、資産の回収可能金額 (Recoverable Amount : 使用価値と正味実現可能価額のうち高い方、以下、RAという) がその再評価金額よりも大きい場合、その差額である再評価損失はSTRGLに計上される。

最後に処分に関する利得・損失の報告について、処分が行われた会計期間において、正味売却収入と繰越簿価（歴史的原価あるいは再評価のいずれか）の差額として、損益計算書に計上されるべきであり、固定資産の処分に関する利得・損失は財務報告基準書第3号『財務業績の報告』（以下、FRS 3という）にしたがって表示される、とされている⁽⁹⁾。

FRS15では、正味売却収入と繰越簿価の差額が売却損益として損益計算書に計上されることが明示されているが、以前の期間に計上された再評価積立金の処理については全く述べられていない。なお、FRS 3でも、株主持分変動表で再評価積立金が減額され、未処分利益（Profit and loss account）が増額されていることを示しているのみであり、その意味については、「以前の期間に認識された利得の実現を反映させることを意図しているわけでもないし、剰余金（reserves）間の振り替えとして扱っているわけでもない⁽¹⁰⁾」と述べるにとどまっている。

ここで、FRS15における固定資産の処理を確認しておく⁽¹¹⁾。

例) 第1年度期首に取得原価£1,000,000、耐用年数10年、残存価額0の非特化型建物を購入した。当該資産は定額法で減価償却が行われ、毎年再評価されている。エンティティーは期首簿価に基づいて減価償却費を計算している。第1年度、第2年度の終了時点で、当該資産のEUVがそれぞれ£1,080,000、£700,000と計算された。第2年度終了時における当該資産のRAは£760,000であり、その減価償却後の歴史的原価は£800,000である。第2年度において、減価償却を通じて計上されたもの以外の明らかな経済的便益の消費はない。

① 第1年度期首

£1,000,000の非特化型建物を購入しており、次のような仕訳が行われる。

(借) 建 物 1,000,000 (貸) 貨 幣 資 産 1,000,000

② 第1年度期末

取得原価£1,000,000、耐用年数10年、残存価額0、定額法によって、減価償却費が計上される。

(借) 減価償却費 100,000 (貸) 減価償却累計額 100,000

減価償却が行われた後の帳簿価額は£900,000となっている。この資産の期末における再評価額が£1,080,000となったため、再評価を行う。この評価替えの方法として2つの方法が認められている⁽¹²⁾。

1つは再評価後の資産の帳簿価額が再評価額に等しくなるように、資産と減価償却累計額の金額を比例的に変動させる方法である(第1法)。本例の場合、耐用年数10年の建物について1年使用後に再評価が行われているため、残存耐用年数は9年である。9年間で消費する建物の価値が£1,080,000であるので、10年間で消費する場合は£1,200,000となる。つまり、£1,200,000で当該建物を購入し、1年間使用したように建物と減価償却累計額の変動させ、純額で£1,080,000とすることになる。したがって、建物の金額を£200,000増加させ、£1,200,000を基礎に減価償却を行ったとすると、第1年度の減価償却費が£120,000となるため、減価償却累計額を£20,000増加させる。

(借) 建 物 200,000 (貸) 減価償却累計額 20,000
再評価積立金 180,000

もう1つの方法は、再評価前の減価償却累計額が消去され、資産の金額が再評価金額に改定される方法である(第2法)。

(借) 建 物 80,000 (貸) 再評価積立金 180,000
減価償却累計額 100,000

いずれの方法においても、第1年度末においては、£100,000の減価償却後、£180,000の再評価益が再評価積立金としてSTRGLで認識される。以下では、

	第1年度	第2年度
期首簿価	1,000,000	1,080,000
減価償却費	<u>100,000</u>	<u>120,000</u>
修正簿価	900,000	960,000
再評価損益		
STRGL計上	180,000	△220,000
損益計算書計上	<u>—</u>	<u>△40,000</u>
期末簿価	<u>1,080,000</u>	<u>700,000</u>

Ⅲ 評価基準と企業にとっての価値

(1) 評価基準における企業にとっての価値の位置づけ

FRS15では先に示した評価基準に基づいて、固定資産の再評価が行われる。ASBはそれらの評価基準が求められる根拠について次のように述べている⁽¹³⁾。

- (a) 資産のカレント価値 (current value) は企業にとっての価値モデルに言及することによって決定される。ある資産に関する企業にとっての価値は、例えば、資産を剥奪された場合に被るであろう損失のような、経済的意思決定にとって目的適合的な価値である。
- (b) エンティティーが現在の事業を現在の規模 (あるいはそれ以上) で継続するとすれば、その事業で使われている有形固定資産に関する企業にとっての価値は、通常、取替原価となる。資産に減損がない限り、エンティティーは、もしその資産が剥奪されたならば、その資産を同じ用途のために類似の資産に取り替えるであろう。
- (c) 非特化型資産に関して、EUVは、取替原価 (評価日においてその資産の残存サービスポテンシャルを購入するための最低コスト) の概念により近づくための基礎である。

このように、ASBは、固定資産の評価基準が企業にとっての価値という概念に基づいて決定されたとしている。

(2) 企業にとっての価値と会計基準

企業にとっての価値は、企業が経済的に合理的な意思決定を行うという前提をおき、「必ずしも、一義的に定義されているわけではないが、その多くの提唱者は、その概念の源として、ポンブライトによる『所有主にとっての価値』概念に言及し、それを機会価値（機会原価の逆の概念）として解釈している⁽¹⁴⁾。」そして、ソロモンズは「所有主にとっての資産価値は、所有主がその資産を剥奪されたとするならば、彼が蒙ると予測される、直接のおよび間接的なすべての損失の逆の価値として定義される⁽¹⁵⁾」とポンブライトの主張を引用している。

このような主張がFRS15の設定の際にイギリス会計に影響を及ぼすようになったわけではなく、古くから影響を及ぼしている。簡単に、企業にとっての価値がFRSにおいて採用されるまでの経緯を確認しておく⁽¹⁶⁾。

イギリスでは、1970年までイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（以下、ICAEWという）による『会計原則勧告書』が奨励的会計原則として利用されてきた。『会計原則勧告書』は既存の会計実務の要約であり最良の指針となったが、ICAEWのメンバーに対する拘束力を持つには至らず、特定の事象に関する会計処理にはかなりの相違が見られる状況が続いた。

このような状況を改善するため、とくに会計実務における差異と多様性をもつ領域を縮小させるために、1970年に会計基準運営委員会（以下、ASSC）が会計基準設定機関として設立された（1986年に会計基準委員会（以下、ASC）と改名されている）。ASSCおよびASCの目的は、先ほどのような状況を改善することであり、具体的には、会計諸概念を定義し、会計実務に関する権威ある基準としての『基準会計実務書』（以下、SSAP）を作成することにあった。

会計諸概念を定義するための活動として1975年に『コーポレートレポート』⁽¹⁷⁾が公表された。この中で、企業にとっての価値は多様な時価システムの最良の特徴を利用する利点があり、理論的長所は否定できず、好ましい測定基準であると位置づけている⁽¹⁸⁾。もちろん、『コーポレートレポート』は会計基準書ではないため、企業にとっての価値による測定がすぐに制度化されたわけではないが、会計基準設定機関によるレポートによって企業にとっての価値が選好されていることが明らかである。

一方、SSAPの設定はピースミール方式で行われていたため、『コーポレートレポート』が存在していながら、SSAPという現実の会計実務の規定は首尾一貫していないものであった。SSAPの公表に平行して、会計諸概念を定義するためのプロジェクトが進んでおり、ASCの概念フレームワークとして、ソロモンズによる『財務報告基準のためのガイドライン』（以下、『ソロモンズ・レポート』という）⁽¹⁹⁾が公表されるに至った。『ソロモンズ・レポート』では取得原価モデルの欠陥を指摘した上で、企業にとっての価値による測定を主張している。

その後、イギリスの会計基準設定機関は会計基準の法的裏付けの強化を目指し、ASBとなった。ASBも概念フレームワーク⁽²⁰⁾を公表しており、その中で企業にとっての価値が選好されている。

このように、イギリスでは1970年代から企業にとっての価値による測定が主張されてきている。

(3) 企業にとっての価値の決定方法

企業にとっての価値は、資産の使用および使用後の売却によって得られる将来キャッシュフローの現在価値（Present Value：以下、PVという）⁽²¹⁾、資産の現時点での売却によって得られる正味実現可能価額（Net Realisable Value：以下、NRVという）、資産を（再）取得するための取替原価

(Replacement Cost：以下、RCという)を比較することによって決定される。

最初に、PVとNRVのうち大きい方を決定する。「もし現在価値が高ければ、企業は使用するために当該資産を保有するであろう。一方、正味実現可能価額が高ければ、企業は当該資産を売却しようとするであろう⁽²²⁾。」PVとNRVは、いずれもキャッシュインフローを表すであろうから、より多くのキャッシュインフローを得ることができる方を選択することになるであろう。

PV > NRVであれば、企業は当該資産を利用することによってより多くのキャッシュインフローを得ることが可能であり、当該資産を剥奪されたならば、企業が被る損失はPVとなる。このとき(PV > NRV)には、PVが採用される。一方、PV < NRVであれば、企業は当該資産を売却することによってより多くのキャッシュインフローを得ることが可能であり、当該資産を剥奪されたならば、企業が被る損失はNRVとなる。このとき(PV < NRV)には、NRVが採用される。

このように、PVとNRVを比較する際には、当該資産を剥奪された場合に企業が被る損失はPVとNRVのうちのいずれか高い方となり、第1ステップでは、「資産を所有する企業(所有者)による資産の合理的有効利用に関連する所有便益⁽²³⁾」を決定することが行われる。このように決定された金額がRAである⁽²⁴⁾。

次に、先ほど決定されたRAとRCのうち小さい方を決定する。

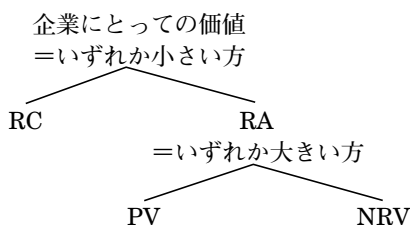
RC < RAであれば、当該資産を剥奪された場合、再び当該資産を取得することによってRAに相当する金額を手に入れることができ、「資産を剥奪される前の状態に戻るための金額の最大値はRCである⁽²⁵⁾。」このとき、当該資産を剥奪されたならば、企業は、RCによってRA相当額を得る状態を回復することができるので、RAに相当する金額分の損失を被るのではなく、RAを得るために必要な金額であるRC分の損失を被ることになる。したがって、RCをもって企業にとっての価値とされる。一方、RC > RAであれば、「資産を取り替えても、そのRCを回収することはできないため、企業は当該資産を取り替えない⁽²⁶⁾」であろう。このとき、当該資産を剥奪されたならば、企業はRAに相当する額の

損失を被る。したがって、RAをもって企業にとっての価値とされる。

ただし、「ほとんどのケースにおいて、エンティティーが資産を収益的な使用 (profitable use) に供している場合、その資産の最も収益的な使用における価値 (換言すれば、そのRA) はそのRCを超える⁽²⁷⁾。」なぜなら、収益的な使用、換言すれば経済的に合理的な意思決定に基づく有形固定資産の使用を前提とすれば、その資産を使用することによって利益を獲得することができるために、有形固定資産への投資 (購入) が行われると考えられるからである。そうであれば、一般的には、 $RC < RA$ となると考えられる。

すなわち、『企業にとっての価値』というのは、仮に、ある資産が突然剥奪されるとすれば、剥奪が生じる前のもとの状態 (原状) に回復させるために必要な額であって、剥奪される資産と同等の資産を再購入 (または再取得) するために支払わなければならないであろう額 (RC) を決して超えることはあり得ない、と考えられるからである。・・・ゆえに、『企業にとっての価値』の上限は、常に「取替原価」(RC) によって設定されている⁽²⁸⁾』といえよう。

かくして、企業にとっての価値という概念に基づいて評価基準を決定すると、以下の図に示すように決定され、通常はRCとなることが想定される。



もちろん、通常ではない状況の下では、PVやNRVというその他の評価基準が採用されることになり、それはRCによって評価されてはならなかったことを財務諸表において明示することにもなる。つまり、「この評価方法のもつ最大の魅力は、(a) 資産を取り替えることは採算がとれない場合、及び (b) 資産を取り替えることが事実上不可能である場合に、RC以外の他の競合する評価基準

を援用することによって、RCの普遍的な適用から生じるかもしれない潜在的にミスリーディングないくつかの評価を回避できる⁽²⁹⁾」のである。

(4) 企業にとっての価値とFRS15における有形固定資産の評価基準との関係

ここまで述べてきたように、企業にとっての価値に基づいて評価基準を決定しようとする場合、通常の状態であれば、RCになることが考えられるが、資産を取り巻く状況が変わることによって、PVやNRVといった他の評価基準が採用されることも考えられる。そして、企業にとっての価値としてどの評価基準が採用されるかは、評価基準の数値の大小関係に依存し、6通りある。

FRS15では、土地・建物（property）とそれ以外の固定資産に分けて評価基準を規定している。これは、「固定資産、特に不動産を再評価し、その再評価額を財務諸表に表示することが次第に一般化してきている。こうした実務慣行は財務諸表の利用者に有益かつ適切な情報を提供するものである⁽³⁰⁾」ことから⁽³¹⁾、土地・建物の評価基準を独立させたものと考えられる。

以下では、企業にとっての価値を決定するという観点から、通常の場合、どのような有形固定資産が6通りのうちのいずれに属するのかを検討し、FRS15との関係を明らかにしたい。

① $PV > NRV > RC$

この場合、企業にとっての価値はRCとなる。このような大小関係が成り立つ資産として、非特化型土地・建物を挙げることができる。

Whittingtonは次のように述べている⁽³²⁾。「以前は農業かあるいは（エーカーあたりの利益の観点から）あまり利益を得ることができない他の活動のためにしか適していなかった土地が、都市地域の広がりによって、高い利益を獲得できる代替的用途にむくようになることがある。例えば、古い倉庫用地が、住

宅やオフィス開発用に適するようになったと仮定する。このような場合、利益を獲得している企業が倉庫用に土地を継続的に利用することは正当化でき、このことは十分あり得ることである。したがって、 $PV > NRV$ である。このような場合、 $PV > NRV$ が保有意思決定を示すことになるが、 $NRV > RC$ が売却意思決定を示すことにもなる。この2つ目の関係は、以上の例において明らかに起こりそうである。企業が貯蔵設備を保有することは極めて価値のあることであるけれども、企業が特定の目的で保有する必要もない。」

この例は、これまで使用してきた土地・建物に別の使い道が現れたという例であるから、FRS15における土地・建物のうち、非特化型土地・建物を説明するものであろう。

企業にとっての価値を決定する論理から言えば、評価額はRCとなるべきなのであるが、Whittingtonの記述は、現実問題として、売却するという選択肢も経営者の視野に入る可能性が極めて高いことを意味する。そのため、RCのみが唯一有用な評価基準とはならない可能性を持っている。

FRS15によると、非特化型土地・建物をEUVで評価することを求めている。EUVはRC（評価日においてその資産の残存サービスポテンシャルを購入するための最低コスト）の概念により近づくための基礎であった。しかしながら、EUVには類似の土地・建物に関する市場取引の証拠を考慮した市場価値の見積であるとされる。すなわち、RCの近似値とはなるものの、その中には経営者による売却の意思決定が組み込まれているとも言えよう。

このように、FRS15における非特化型土地・建物はこのような状態にあると考えられ、企業にとっての価値の観点からはRCとされるべきであるが、現実的な問題から市場取引を加味したEUVで評価されることになったと考えることができる。

② $PV > RC > NRV$

この場合、企業にとっての価値はRCとなる。このような大小関係が成り立つ資産として、まず、譲渡不能な耐久財をあげることができる。譲渡不能な耐久財とは「高度に特殊性を持ち、したがって中古品市場が存在しない類の資産⁽³³⁾」であり、「例えば、製鉄業における溶鉱炉を上げることができるが、当該企業の他のものにとって価値があるものではなく、需要はほとんど存在しない。ゆえに、NRVはスクラップ価値同然なものとなる。場合によっては除去費用がかかり、マイナスになるであろう⁽³⁴⁾」資産である。このことから、 $PV > NRV$ であることがわかる。溶鉱炉を考えると、溶鉱炉への投資を行うことによって、それ以上の収益を上げることができると考えられたために投資が行われたのであり、 $PV > RC$ であると考えられる。また、第三者にとっては価値がないあるいは中古品市場が存在しないといった理由で売却価額は非常に低額になることから、 $RC > NRV$ であると考えられる。

通常であれば、FRS15における特化型土地・建物はこのような状態にあると考えられ、RCで評価することが企業にとっての価値の観点からも論理的である。

また、土地・建物以外の有形固定資産についても、通常、 $PV > RC > NRV$ という関係が成り立つであろう。「実際に、中古の特化型資産を購入することはしばしば不可能である⁽³⁵⁾。」中古の特化型資産を購入することが不可能であるということは、中古の特化型資産の市場が存在しないことを意味する。中古の特化型資産の市場がないということは、中古の特化型資産を売却できないことも意味する。つまり、譲渡不能な耐久財の場合と同様に、NRVはスクラップ価値同然なものとなろう。しかし、その資産を利用することには何の問題もなく、そこから多くのキャッシュインフローを得ることができるゆえに当該資産は使用されるであろう。したがって、企業にとっての価値の観点からは、通常の状態である土地・建物以外の有形固定資産がRCで評価されるべき資産となる⁽³⁶⁾。

③ $RC > NRV > PV$

この場合、企業にとっての価値はNRVとなる。このような大小関係が成り立つ資産として、ゴーイング・コンサーンとしての企業内において意味を持たなくなった資産を挙げるができる。つまり、使用するために購入された資産であるが、種々の事情により使用することが経済的合理性を持たなくなった例外的な状況にある資産である⁽³⁷⁾。Gee and Peasnellは、敏感な企業ならばこのような状態になる前に当該資産を処分しているであろうからこのケースはまれであるとしている⁽³⁸⁾ように、このような有形固定資産は本来は固定資産とは言えない可能性もある。したがって、現在事業のために使用している有形固定資産と同列で評価することは妥当ではない。

土地・建物にしても、それ以外の有形固定資産であるとしても、このような状態にあるのであるとすれば、企業にとっての価値の観点からは売却が合理的な意思決定であると考えられ、それゆえ、余剰の土地・建物や土地・建物以外の有形固定資産の一部についてはNRVによる評価が求められることになったと考えられる。

④ $RC > PV > NRV$

この場合、企業にとっての価値はPVとなる。このような大小関係が成り立つ資産として、機能が低下した有形固定資産を挙げるができる。機能が低下する原因として、陳腐化・旧式化が挙げられる。これらは減損といわれるものである。FRS11では、減損損失は、簿価がRAを上回る金額であり、RAはPVとNRVの大きい方であり⁽³⁹⁾、減損が生じている指標として次のような事柄を挙げている⁽⁴⁰⁾。

- ・当該固定資産が使われている事業において営業損失が発生するあるいはキャッシュアウトフローが発生すること。

- ・当該固定資産の市場価値のかなりの低下。
- ・当該固定資産に関する陳腐化や物的ダメージ。

このように、 $RC > PV > NRV$ のケースでは、対象となる有形固定資産が減損しているものとなり、FRS15の対象とはされない⁽⁴¹⁾。

⑤ $NRV > RC > PV$ および $NRV > PV > RC$

この場合、企業にとっての価値はRCとなる。このような大小関係が成り立つのは「明らかに両ケースとも販売資産⁽⁴²⁾」である。有形固定資産は販売資産ではないため、このケースはFRS15の対象外と考えていいであろう。

(5) 企業にとっての価値に基づく有形固定資産の評価とその論点

結局のところ、一般的には、使用するために所有している有形固定資産には、ほとんどの場合、RCによる評価が認められており、それは、企業にとっての価値から導き出されることが明らかになった。

有形固定資産がRCで評価される根拠は、企業にとっての価値であるが、評価基準とその後の処理について、1つ問題を提起することができる。

それは、「企業にとっての価値では物財的な意味での資産の取替が想定されているため、保有利得は資本修正項目になるはずである⁽⁴³⁾」という指摘からもわかるように、RCによる再評価が物的資本維持と結びつく可能性があるという点である。

ASBは「当審議会およびほとんどすべての営利企業によって採用されている会計モデルのもとでは、エンティティーの資本は貨幣資本である⁽⁴⁴⁾」と述べている。

一方で、「イギリスの古い建築物は、ほとんどが石造り・れんが造りで、2次にわたる大戦の被害にもあっていない。この国ではめったに地震もない。都市

部には建築後すでに数百年を経て今なお本社・店舗などとして使用されているものが少なくない。・・・すでに数十年、数百年を経過し、手入れさえしていればさらにあと数百年の使用にも耐えるような建物も少なくない⁽⁴⁵⁾」ことも事実である。

仮に、イギリス企業での有形固定資産（とくに土地・建物）の利用が数百年に及ぶと仮定した場合、有形固定資産（とくに土地・建物）をRCで再評価し、先に示した処理の通り、その再評価積立金が数百年にわたってSTRGLに計上される場合、ASBがいうように貨幣資本の維持がなされていると言うことが妥当なのであろうか。つまり、土地・建物を数百年という単位で利用し続けるという前提に立った場合、実質的に土地・建物に関連して計上された再評価積立金は、長い期間にわたって未処分利益に振り替えられることなく貸借対照表に存在し続け、その場合、再評価積立金を「物価上昇前に資産を購入したことによって回避された支出額である、とする原価節約の考え方から利得として認識されている⁽⁴⁶⁾」と考えて、利益剰余金として計上し続けるべきなのであろうか。換言すれば、その土地・建物が所有されている間は資本修正項目としての性格を持ち得ないのであろうか。この点が企業にとっての価値、とくにRCによって再評価される有形固定資産についての論点となろう。

また、企業にとっての価値に基づくFRS15の評価基準としてRC、NRVが認められている。RCは、現在において同じ資産を取得するとすれば生じるであろうキャッシュアウトフローであるのに対し、NRVは現在において資産を売却すれば生じるであろうキャッシュインフローである。

初めて再評価がなされる場合を考えてみよう。初めて再評価がなされる場合、その帳簿価額は減価償却累計額を差し引いた取得原価である。取得原価は当該資産を取得した金額であるから、キャッシュアウトフローである。当該資産について、RCで再評価される場合、取得原価とRCの差額が再評価積立金とされる。この場合の再評価積立金は異なる時点のキャッシュアウトフローを比較したものである。一方、当該資産についてNRVで再評価される場合、取得原価と

NRVの差額が再評価積立金とされる。この場合の再評価積立金はキャッシュアウトフローとキャッシュインフローを比較したものである。そして、これらの再評価積立金はSTRGLにおいて同じ科目として合計表示されることになる。

このように、再評価積立金といってもその計算要素が異なる。ASBが述べるとおり、企業会計では貨幣資本維持がなされており、それゆえ、取得原価とRCの差額である再評価積立金が原価節約であると考えた場合でも、取得原価とNRVの差額である再評価積立金とは、その内容が異なるであろう。さらに、先に述べたとおり、数百年という超長期にわたって利用されるという一定の条件の下では、取得原価とRCの差額である再評価積立金が原価節約であるというには疑問が残る。仮に、取得原価とRCの差額である再評価積立金が資本修正項目としての性質をもちうる場合には、取得原価とNRVの差額である再評価積立金とは全く性質の異なる項目となるであろう。この点も、イギリスの固定資産会計を検討する際の論点となりうるであろう。

IV 評価損益と減損の処理

評価損益の認識・測定について、FRS15では次のように述べられている。

- ① 評価損は、少なくとも部分的には、減損損失からなる。経済的便益の消費があることが明らかな場合、その資産は明らかに減損しており、減価償却費と同様に営業コストとして損益計算書で認識される⁽⁴⁷⁾。
- ② その他の再評価損失は、一般的な価格の下落や経済的便益の消費のために生じる。反証できない限り、資産の以前の繰越金額から減価償却後の歴史的な原価までの価値の下落は、一般的な価格の下落であると考えられ(評価調整 (valuation adjustment) として、STRGLで認識される)、減価償却後の歴史的な原価から再評価金額までの価値の下落は経済的便益の消費であると考えられる⁽⁴⁸⁾。
- ③ しかしながら、RAが再評価金額よりも大きいと論証される場合、RAと再評価金額との差額は、明らかに減損であるとは言えず、それゆえ、評

価調整として、STRGLで認識される⁽⁴⁹⁾。

①の点から、ASBが減損損失の一部に経済的便益の消費があると位置づけていることがわかる。先ほどの例では、減価償却後の取得原価 (£ 800,000) から RA (£ 760,000) までの差額 £ 40,000 が損益計算書に計上される損失であり、この部分が「減損損失に相当するものと解される⁽⁵⁰⁾。」ただし、「この点については明確に説明されておらず、理論上の区別を明らかにするためのさらなる検討が必要とされる⁽⁵¹⁾」とも指摘されている。なお、FRS15には、先に示した例以外で、再評価された固定資産の評価損益のうち、どの部分をSTRGLに計上し、どの部分を損益計算書に計上するかについて説明したパラグラフはない。

再評価および減損処理を行う際、減価償却後の簿価（以下、CAという）、RC、RA（PVとNRVのうちの高い方）、減価償却後の取得原価（以下、DHCという）という4つの数字の大小関係によって評価損益および減損の金額が決定される。ただし、先に述べたように、その理論的境界は明らかではない。

再評価されることが一般的な慣習となっている土地・建物を仮定し、FRS15で求められているとおり、取替原価で再評価される（ $RC < RA$ を前提とする）ことを前提として考えてみよう。

初めて再評価・減損処理が行われる場合には、これまで評価替えは行われておらず、減価償却のみが行われているはずなので、 $CA = DHC$ となっているはずである。とすると、 $CA (= DHC)$ 、RC、RAの大小関係は次のようになろう。

(a) 初めて再評価・減損処理が行われる場合（ $CA = DHC$ ）

ケース 1		ケース 2		ケース 3	
RA	150	RA	150	CA(DHC)	150
RC	120	CA(DHC)	120	RA	120
CA(DHC)	100	RC	100	RC	100

ケース1の場合、RCで再評価が行われるため、CAとRCの差額である20が再評価積立金とされる。しかし、RCで評価替えされた簿価はRAを上回っていない

いため、減損があるとは認められず減損処理は行われない。ケース2も同様である。

ケース3では多少問題が生じる。ケース3でもRCで再評価が行われると仮定すれば、本来であればCAとRCの差額である△50が再評価積立金とされることになる。しかし、 $CA < RA$ となっていることから、減損が生じているため、CAとRAの差である△30が減損損失とされる。その一方で、再評価基準はRCであり、さらに20だけ評価額を引き下げなければならず△20が再評価積立金とされる。

ケース1とケース3を比較した場合、どちらも再評価を行っているにもかかわらず、ケース1の場合は減損がないため差額の全額が再評価積立金とされる、すなわち、全額がSTRGLに計上される一方、ケース3の場合は差額の一部が減損、一部が再評価積立金とされる、すなわち一部が損益計算書に計上され、一部がSTRGLに計上される結果となっている。つまり、同じ再評価を行っているにもかかわらず処理が対称ではない。FRS15にしたがえば以上のような処理が行われるのであるが、先にも指摘したように、評価損と減損損失の境界が明らかでないために、この点をどのように考えるべきということが論点となるであろう。

(b) 2回目以降の再評価・減損 (CA ≠ DHC)

評価額	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7	ケース8	ケース9
150	RA	RA	RA	RA	RA	RA
120	RC	RC	CA	DHC	CA	DHC
100	CA	DHC	RC	RC	DHC	CA
70	DHC	CA	DHC	CA	RC	RC

評価額	ケース10	ケース11	ケース12	ケース13	ケース14	ケース15
150	CA	DHC	CA	DHC	CA	DHC
120	RA	RA	RA	RA	DHC	CA
100	RC	RC	DHC	CA	RA	RA
70	DHC	CA	RC	RC	RC	RC

2回目の再評価・減損の場合、様々なケースが考えられ、大小関係が複雑である。なお、FRSで示された例はケース14である（金額は異なる）。

例えば、ケース8の場合を取り上げてみよう。

ケース8はRA = 150、CA = 120、DHC = 100、RC = 70である。FRS15のpar.65にしたがうと、CAとDHCの差額である△20は評価損としてSTRGLに計上される。それ以上の下落は損益計算書に計上されることになるが、RC < RAであるためDHCとRCの差額は損失としてSTRGLに計上されることになると解される（といっても明らかにそのように処理されるということではない）。しかし、このケースではRAが4つのパラメータの中で最も大きな数字であり、評価損のみが計上されることが適切なかの疑問が残る。

また、ケース11の場合を取り上げてみよう。

ケース11では、DHC = 150、RA = 120、RC = 100、CA = 70である。このケースではDHCが150、CAが70であることから、過去に評価の切り下げが行われているはずである。過去に再評価による切り下げが行われていなければ、CA = DHC = 150となっていたはずであるからである。

このケースでは、RC > CAとなっており、再評価積立金がSTRGLに計上される。もちろん、以前の評価替えに伴う再評価積立金もSTRGLに計上されているであろう。再評価されている場合には、簿価（RC）がRAを上回っていないので減損は生じない。

一方、過去に再評価が行われていなかった場合、簿価はDHCであり、RAを上回っているため、減損損失が損益計算書に計上される。

このケースの場合、再評価がなされる場合には、DHCとRAの差額が以前の評価損としてSTRGLに計上されているのであるが、再評価が行われる場合にはその差額は減損損失として損益計算書に計上されることになる。つまり、複数の期間にわたって有形固定資産の価値下落・上昇を再評価によって財務諸表に反映させた場合、減損が生じた期間に、同じ差額部分が一方はSTRGLに、また一方は損益計算書に計上されることになってしまう可能性がある。このケース

の場合、再評価するか否かの違いが、損益計算書に計上されるかSTRGLに計上されるかという問題につながる。先に示したFRS15の例は再評価されていても、再評価されていなくても減損損失の金額は同じになるが、ケース11のように減損損失の金額が同じにならない可能性も生じる。このときの再評価積立金と減損損失がどのような意味をもつのかという点も論点となろう。

その結果は先に示した資本維持概念の問題につながってくる。当該資産が土地・建物であった場合、先に示したようにSTRGLから未処分利益に振り替えられるのが数百年後になる可能性もある。そうであるとすれば、極端ではあるが、土地・建物が所有され続ける数百年にわたっては、再評価しない場合は名目資本維持に基づく利益計算が行われ、再評価しない場合は物的資本維持に基づく利益計算が行われる可能性がある。

資本維持概念のレベルまでの議論が必要ないとしても、少なくとも、減損損失と再評価損益の関係、およびSTRGLとの関係を明らかにする必要があるように思われる。

(注)

- (1) [6] par. 6。
- (2) [6] par.77。
- (3) [6] par.43。カレント価値について、ASBはとくに言及していない。ここでは、再評価される場合の評価額が、先に述べるような取得原価以外の金額という意味でカレント価値という言葉が使われていると考えられる。
- (4) [6] pars.53 and 59。
- (5) 特化型として、精製所、化学プラント、発電所、造船所、建築様式・規模・仕様のために建物に関する市場がない資産、学校、研究所、病院、博物館、図書館などといった資産が例示されている（[6] Appendix I）。
- (6) [6] Appendix IV par.21。

EUUVとは、次のようなことを仮定し、評価日において、土地・建物の利益の売却

が現金を対価として無条件に実行されうる最良の価格指標である ([6] Appendix I RICS definitions、RICS : Royal Institution of Chartered Surveyors)

- (a) 積極的な売り手 (willing seller)。
 - (b) 評価日以前において、適切なマーケティング活動のため、価格や条件の合意のため、そして売却の遂行のための合理的な期間があった。
 - (c) 市場動向、価格水準、その他の環境が、評価日と同じであった。
 - (d) 特殊な利害を有する予期される購入者による追加的な買い (bid) を考慮しない。
 - (e) 取引当事者が知識があり、慎重であり、強制されていない取引。
 - (f) 当該土地・建物が、予想される将来にわたって、現在の使用方法で使われる
 - (g) 事業において占有されている土地・建物のすべての要素の売却完了において、即入居完了が条件とされている。
- (7) [9] par.13.126。
- (8) [6] pars.63 and 65。
- (9) [6] par.72。
- (10) [2] summary-f。
- (11) [6] Exampleを一部変更している。ExampleではSTRGLに計上される金額と損益計算書に計上される金額が例示されているだけで、仕訳は示されていない。FRS15では、再評価積立金の増減以外は国際会計基準における固定資産の処理との相違はないとしていることから ([6] Appendix III par.6)、ここでは国際会計基準第16号『有形固定資産』([11] par.35) で説明されている処理を援用している。
- (12) [11] par.35, [33] pp.29-30。
- (13) [6] Appendix IV pars.19-21。
- (14) [23] p.98。
- (15) [12] p.123。
- (16) イギリス会計基準設定機関の変遷については [20] が詳しい。本稿でも、[20] によっている。
- (17) [7]
- (18) [7] par.7.38。
- (19) [13]
- (20) [5]

- (21) ASBは使用価値 (Value in use) という言葉を使っている ([5] pars.6.6-6.9)。
- (22) [14] p.285。
- (23) [28] p.50。
- (24) Stampはネットバック価値と呼んでいる ([14] p.285)。
- (25) [14] p.285。
- (26) [14] p.285。
- (27) [5] par.6.7 (a)。
- (28) [28] pp.51-52。
- (29) [28] p.54。
- (30) [1] par. 5。
- (31) [15] p.218。調査対象となった英国企業の70%が土地・建物を再評価している一方、その他の有形固定資産については2%しか再評価していない。つまり、再評価がなされている有形固定資産のほとんどが土地・建物である。
- (32) [16] p.97。
- (33) [8] p.243。
- (34) [36] p.158。
- (35) [9] par.13.137。
- (36) 注 (31) にも示したように、土地・建物以外の有形固定資産を市場価値で貸借対照表に計上する実務は比較的良好であるけれども、会社法で認められている ([9] par.13.136)。
- (37) [27] p.128。
- (38) [10] p.244。ただし、 $RC > NRV > PV$ になった時点と実際の売却時点にタイムラグがある場合には、必ずしも処分されているとは限らないため、このような状態にある有形固定資産が保有されている可能性がある。
- (39) [4] par. 2。
- (40) [4] par.10。
- (41) なお、③ $RC > NRV > PV$ の場合にも、機能が低下した有形固定資産が含まれよう。その場合には、④の場合と同様にFRS15の対象とはされない。
- (42) [27] p.122。
- (43) [22] p.119。この点は他の論者によっても指摘されている。『『企業にとっての価値』は、1970年代のインフレ期に、資本の浸食を防ぐという目的のもとで台頭した価格変動会計の中で、現在原価会計において主張された概念といわれている。

英国における現在原価会計は、収益と再購入に要する価値との差を利益とし、再購入原価と取得原価との差額を資本に算入することを通じて物的資本の買い換えを常に担保するよう企業の資本維持を図ろうとするものである（[17] p.94）、『『企業にとっての価値』概念に基づく評価方法の特徴は、そのなかに、主として『取替原価』（RC）に基づく物的資本維持概念（または操業能力維持）の考え方が積極的に導入されているということであろう（[28] p.52）」という指摘である。

- (44) [5] par. 6.40。
- (45) [31] p.80。
- (46) [22] p.119。
- (47) [6] par.68。
- (48) [6] par.69。
- (49) [6] par.70。
- (50) [26]、p.99。
- (51) [26]、p.100。

(参考文献)

- [1] Accounting Standards Board, *Statement of Standard Accounting Practice No.12; Accounting for depreciation*, 1987.
- [2] —, *Financial Reporting Standard No.3; Reporting financial performance*, 1992.
- [3] —, *Exposure Draft, Statement of Principles for Financial Reporting*, 1995.
- [4] —, *Financial Reporting Standard No.11; Impairment of fixed assets and goodwill*, 1998.
- [5] —, *Statement of Principles*, 1999.
- [6] —, *Financial Reporting Standard No.15; Tangible fixed assets*, 1999.
- [7] Accounting Standards Steering Committee, *The Corporate Report*, 1975.
- [8] Chambers, R. J., *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall, 1966.
- [9] Deloitte & Touche, *GAAP2000 UK financial reporting and accounting*, The Institute of Chartered Accountants, 1999.

- [10] Gee, K. P. and Peasnell, K. V., A Pragmatic Defence of Replacement Cost, *Accounting and Business Research*, Autumn 1976.
- [11] International Accounting Standards Board, *International Accounting Standard No.16; Property, Plant and Equipment*, 1993.
- [12] Solomons, D, Economic and Accounting Concepts of Cost and Value, *Modern Accounting Theory*, 1966.
- [13] Solomons, D., *Guidelines for Financial Reporting Standards*, Institute of Chartered Accounting in England and Wales, 1989.
- [14] Stamp, E., Income and Value Determination and Changing Price-levels: an essay towards a theory, *The Accountant's Magazine*, June 1971.
- [15] Sutton, T., *Corporate Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall, 2000.
- [16] Whittington, G., Asset Valuation, Income Measurement and Accounting Income, *Accounting and Business Research*, Spring 1974.
- [17] 秋葉賢一、「事業用資産の再評価」『企業会計』第55巻第1号、2003年。
- [18] 岡田依里、「自社製造無形資産の取扱いをめぐる英・米利益概念の考察」『会計』第158巻第2号、2000年。
- [19] 菊谷正人、「英国における新しい財務諸表」『政経論叢』1994年。
- [20] ——、「『国際的会計概念フレームワークの構築』同文館出版、2002年。
- [21] 斉野純子、「実現の位置づけの変化と財務業績の特質—イギリスにおける展開を中心に—」『会計』第162巻第3号、2002年。
- [22] ——、「イギリス財務業績報告の基本思考—情報セットアプローチによる利益操作の排除—」『企業会計』第56巻第6号、2004年。
- [23] 榊原英夫、「『企業にとっての価値』主義会計論」『富大経済論集』第30巻第3号、1985年。
- [24] ——、「米国における減損会計」、現代会計研究会編『現代会計研究』第14章、白桃書房、2002年。
- [25] 篠原繁、「固定資産の減損と『企業にとっての価値』」『産業経理』第62巻第1号、2002年。
- [26] ——、「固定資産の償却と減損」『会計』第162巻第5号、2002年。
- [27] 白石和孝、「『折衷的評価技法』を巡る若干の問題—『企業にとっての価値』の定義と評価基準選択プロセスに係わる問題点」『三田商学研究』第29巻第5号、1986年。

- [28] ——、『イギリスの暖簾と無形資産の会計』税務経理協会、2003年。
- [29] 関口博正、「オーストラリアの会計制度」、若杉明編著『会計制度の国際比較』第5章、中央経済社、1999年。
- [30] 田中建二、「現在価値測定と内部創出のれん」、現代会計研究会編『現代会計研究』第15章、白桃書房、2002年。
- [31] 田中弘、『イギリスの会計基準 形成と課題』中央経済社、1991年。
- [32] 照屋行雄、「イギリスにおける『真実かつ公正な概観』の原則の性格」『国際経営論集』第3号、1992年。
- [33] 広瀬義州、間島進吾編、『コンメンタール国際会計基準Ⅳ』税務経理協会、2000年。
- [34] 町田祥弘、「英国における収益認識規準の展開」、中央青山監査法人研究センター編『収益の認識 グローバル時代の理論と実務』第2章、白桃書房、2004年。
- [35] 安田忍、「イギリス固定資産会計に関する一考察—会計の創造性と財務報告上の課題—」『金沢経済大学経済研究所年報』第3号、1992年。
- [36] 李精、「企業にとっての価値—理論と問題点—」『三田商学研究』第29巻第5号、1986年

(おの まさよし 本学専任講師)